

新潟県大規模小売店舗立地審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

**新潟県規則第30号**

新潟県大規模小売店舗立地審議会規則の一部を改正する規則

新潟県大規模小売店舗立地審議会規則（平成12年新潟県規則第146号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>産業労働観光部商業・地</u> <u>場産業振興課</u> において行う。	(庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>産業労働観光部商業振興</u> <u>課</u> において行う。

**附 則**

この規則は、平成27年4月1日から施行する。